

東北米粉利用推進連絡協議会会則

平成 15 年 6 月 20 日施行

平成 16 年 7 月 8 日一部改正

平成 17 年 6 月 24 日一部改正

(名称)

第 1 条 この会は、東北米粉利用推進連絡協議会（略称を東北米粉ネットワーク）と称する。

(目的)

第 2 条 この会は、東北における米粉を利用した食品等の開発及びその普及・推進を図ることにより、食料自給率の向上・地産地消の推進・地域産業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉利用食品等の開発・普及に関する情報提供
- (3) 米粉利用食品等に関するセミナー等の開催
- (4) 米の粉体利用及び消費拡大に関する取組
- (5) 正会員に対するイベント出展経費等への助成
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 この会の会員は、主に東北地域において米粉利用食品等の開発・普及に携わる企業及び団体等であって、この会の目的に賛同する者とする。

入会に際しては、別紙 1 「入会申込（会員登録）書」により正会員・準会員として区分の上、登録手続きを行うものとする。

(役員及び役員選出)

第 5 条 この会の役員は、会長 1 名、副会長 6 名以内、理事 25 名以内及び監事 2 名とし、総会において正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、この会を総理し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

3 監事は、この会の業務及び会計の監査を行う。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、補欠等による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会費)

第8条 この会の会費は、1正会員当たり年額1万円とし、毎事業年度当初に納入するものとする。なお、準会員からの会費徴収は行わないものとする。

(総会及び理事会)

第9条 会長は、原則として毎年1回総会を招集する。
また、必要に応じて理事会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第10条 次の事項は、総会において、出席した正会員の半数以上の賛成を得て決するものとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画、収支予算の決定
- (3) 事業報告、収支決算及び会計監査報告の承認
- (4) 理事の選任
- (5) その他、理事会において必要と認めた事項

(各県協議会等との連携)

第11条 この会の事業執行に当たっては、東北各県における米粉推進のための協議会及び全国米粉食品普及推進会議と連携して取り組むものとする。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(退会又は登録の変更)

第13条 退会又は会員登録の変更を行う場合は、別紙2「退会・登録変更届出書」を会長あてに提出するものとする。

(事務局)

第14条 この会の事務局を、宮城県製パン協同組合（仙台市青葉区）に置く。

(雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、会長が別途定める。

(附則)

第16条 この会則は、平成15年6月20日より施行する。

- 2 平成16年7月8日会則の一部を改正する。
- 3 平成17年6月24日会則の一部を改正する。
- 4 第3回東北米粉利用推進連絡協議会総会以前に行った加入に関する行為及びこれに要した経費については、当該総会の承認を得て、当該年度における支出とする。